○三宝荘短期入所生活介護事業所運営規程

平成１２年３月２７日

規程第４号

改正　平成12年3月31日　規程第7号

平成12年4月30日　規程第13号

平成12年12月26日 規程第16号

平成17年9月30日　規程第6号

平成18年2月24日　規程第3号

平成18年3月29日　規程第11号

平成20年3月31日　規程第8号

平成20年12月26日 告示第5号

（目的）

第１条　香南香美老人ホーム組合が設置する三宝荘短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（方針）

第２条　事業に携わる職員は、要介護・支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の介護及び介護予防を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（入所定員）

第３条　事業所の入所定員は、１５人とする。（空床利用を除く）

（職員及び業務内容）

第４条　事業所の職員の職種及び業務内容は、特別養護老人ホーム三宝荘の職員が兼務し、介護職員は常時利用者３人に対し１人を確保することとする。ただし、利用者の３人を越える端数についても介護職員１人を増員するものとする。

（サービスの内容）

第５条　サービスの内容は、次のとおりとする。

（１）　食事の提供

（２）　介護（排泄・入浴・摂食等）

（３）　生活支援（相談等）

（４）　健康及び衛生管理

（５）　送迎

（６）　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第６条　利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とする。

２　前項の利用料金のほか、滞在費、食費等については、別途支払を受けるものとする。

３　サービスの提供に当たっては、入所者又は家族等に対し、その内容及び利用料金等についてあらかじめ説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、香南市及び香美市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第８条　利用者がサービス提供を受ける場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。

（２）　医師から医療情報があった場合は、速やかに報告すること。

（３）　他の利用者の迷惑になるようなことはしないこと。

（４）　第１０条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

第９条　職員は、サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに施設長及び嘱託医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１０条　職員は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

２　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

３　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、この計画に基づき、年２回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行なう。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　施設長は、職員の質的向上を図るための研修を次のとおり行うとともに、業務体制を整備する。

（１）　新任研修　　　随時

（２）　継続研修　　　年５回以上

（３）　その他必要な研修　　　随時

２　職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、退職後においても同様とする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３１日規程第７号）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年４月３０日規程第１３号）

この規程は、平成１２年５月１日から施行する。

附　則（平成１２年１２月２６日規程第１６号）

この規程は、平成１３年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月３０日規程第６号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規程第３号）

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２９日規程第１１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規程第８号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日告示第５号）

この告示は、平成２１年１月１日から施行する。